

東北地方太平洋沖地震により被災された中小企業者の皆様へ

■東北地方太平洋沖地震に関連する融資・貸付等の支援情報を、次のとおりお知らせします。

●東北地方太平洋沖地震復旧支援資金(中小企業災害復旧資金特別枠)(秋田県)

- ・対象者 秋田県信用保証協会の保証を受けられる県内の中小企業者で、平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」の被害を受けられた方
- ・融資限度額 3,000万円
- ・融資期間 10年以内(据置期間2年以内)
- ・融資利率 1.50%
- ・保証料 0%
- ・資金用途 運転及び設備資金(直接的な被害、間接的な被害を問わない)
- ・融資条件 市町村の罹災証明が取得できる場合は添付。商工団体の確認が必要
- ・実施期日 平成23年3月24日～(災害発生から6カ月、必要に応じて延長)

【お問い合わせ先】 秋田県産業労働部 産業政策課 TEL018-860-2215

●東北地方太平洋沖地震災害に伴う災害貸付(日本政策金融公庫)

- ・資金用途 被災によって生じた損害を復旧するために必要な運転資金及び設備資金
- ・融資限度額 各融資制度ごとの融資限度額に3,000万円を加えた額
- ・返済期間 普通貸付：10年以内(据置期間2年以内)
普通貸付以外：各融資制度に定められた返済期間・据置期間
- ・融資利率 ①罹災証明書等を受けられた直接被害者及び間接被害者
(H23.3.14現在) 当初3年間1.35%(特災利率※) ※特災利率の適用限度額は、1,000万円となります。
②①以外の間接被害者
各融資制度に定められた利率

【お問い合わせ先】 日本政策金融公庫 秋田支店 TEL018-832-5641

●小規模企業共済災害時貸付等の追加対策(中小企業庁)

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた小規模企業共済契約者に対して、次のとおり貸付条件の緩和を実施します。

- (1)貸付金利：0.9%→無利子
- (2)貸付限度額：1,000万円→2,000万円
- (3)償還期間を1年間延長 貸付金額500万円以下の場合：3年→4年
貸付金額505万円以上の場合：5年→6年
- (4)据置期間を設定：据置期間12カ月

○詳しい内容については、中小企業庁のホームページをご覧ください。

【お問い合わせ先】 中小企業庁 経営安定対策室 TEL03-3501-1511

(内線5251～5255)

●事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます(厚生労働省)

東北地方太平洋沖地震の被害に伴う経済上の理由により、事業活動が縮小した場合に雇用調整助成金が利用できます。また、この場合、雇用の維持に取り組む事業主の皆様をより迅速に支援できるよう、支給要件の緩和も行っています。

＜具体的な活用事例＞

- 交通手段の途絶により、**従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客が無い等**のため事業活動が縮小した場合
- 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や部品の調達が困難なため**早期の修復が不可能**であり、生産量が減少した場合等

○詳しい内容については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

- 【お問い合わせ先】
- 最寄りのハローワーク
 - 秋田労働局職業安定部 職業対策課 TEL018-883-0010

●東北地方太平洋沖地震に伴う労働基準法等に関するQ&A(厚生労働省)

東北地方太平洋沖地震により被害を受けた事業場では、事業の継続が困難に、或いは著しく制限される状況になっているため、労働局では、労働者の労働条件について使用者が守らなければならない事項等を定めた労働基準法の一般的な考え方などについてQ&Aを取りまとめ、ホームページで紹介しています。是非、ご活用ください。

なお、労働基準法上の義務については、個別事案ごとに諸事情を総合的に勘案すべきものですので、具体的なご相談など詳細については、秋田労働局または秋田労働基準監督署にお問い合わせください。

- 【お問い合わせ先】
- 秋田労働局 企画室 TEL018-883-4254
 - 最寄りの労働基準監督署

※最新の情報については、本会ホームページをご覧ください。

TOPICS

トピックス ● SPECIAL FEATURES ●



年度末事務セミナーを開催！

～決算期における事務手続のポイント～

3月16日(水)、ホテルメトロポリタン秋田において、年度末事務セミナーを開催しました。

このセミナーは、事業年度末における決算関係書類の作成や通常総会の開催、定款・役員変更



の手続、税務申告等の諸届出等の適正化と組合事務局役職員の資質向上を図ることを目的に開催したもので、税理士の武田亨氏を講師に迎え、「年度末における決算・税務申告のポイント」をテーマに、決算上の留意点のほか、各財務諸表の内容や作成の仕方について解説が行われました。

また、講演後は、本会職員から、登記・諸届出事務手続きについて説明を行いました。